

令和7年度第1回屋外広告物審議会 会議録

- 1 開催日時 令和7年6月26日（木） 午前10時00分から11時30分まで
- 2 開催場所 川崎市役所本庁舎復元塔1階102会議室
- 3 出席者 松本会長、宮原委員、田中委員、舘委員、向原委員、江田委員、内嶋委員、細野委員、渡辺委員、余郷委員
(事務局) 平井道路河川管理部長、西里路政課長、青野屋外広告物係長、千葉職員
(説明者) まちづくり局交通政策室 小部担当課長、中上担当係長、中西職員
- 4 欠席者 室田副会長、大友委員、加藤委員
- 5 報告 武蔵小杉周辺地区におけるバス情報提供のためのデジタルサイネージ設置の実施について（報告事項）
屋外広告物許可期間延長に伴う屋外広告物条例の一部改正について（報告事項）
- 6 傍聴人 0人
- 7 会議内容

(1) 報告事項（まちづくり局交通政策室、事務局）

- ・まちづくり局交通政策室から、決定した事業内容や業者等について説明。
- ・事務局から、屋外広告物条例改正目的や内容について、改正の効果やスケジュールについて説明。

(2) 主な質疑

・(田中委員)

資料 P6、広告の事業者は入っているが、経路探索事業者は何社かあるのかその部分が不明確なので説明をお願いしたい。

→ (まちづくり局 中上担当係長)

広告事業者から提案があったが、既に経路探索事業者と広告事業者が組んだ状態で提案をしていただいている。今回はナビタイムさんと長田広告さんが組んで提案していただいている。

・(宮原委員)

資料 P7 について、何をもって不適切な広告という話があったが、市として示しているのか、それとも事業者の内部的な規律にゆだねるのか教えてほしい。市の関わる広告媒体への掲出のため、それへの掲出を認めることが、当該広告および広告主への信用の

向上につながるため、不適切と思われる広告ないし広告主の広告を掲出しないようチェックするべきだと思うがその部分について説明がほしい。

→（まちづくり局 中上担当係長）

業者の方で自主規制でしているが、市の景観担当でもチェックしていく。また、業者の方にもガイドラインに則ったものを掲載するようにお願いしている。

→（事務局 青野係長）

市の方の広告掲載基準で掲載できない基準が定められている。風俗営業やギャンブルに関する広告は掲載できないため、今回の件も掲載基準に則って事業をしてもらう。

・（宮原委員）

本件について何か明確な基準を設けることはしないのか。

→（事務局 青野係長）

本件に関して新たに明確に基準を定めることはしない。

→（まちづくり局 中西職員）

市での確認は景観担当で行い、景観計画の整合性から確認を行う予定で、明確にこうだという形で線引きをするものではないが、基準から逸脱するものは適宜事業者と調整する。

・（松本会長）

ちなみに市による審査についてはまちづくり局からするのか。

→（まちづくり局 中西職員）

はい。

・（松本会長）

P11に利用者アンケートによる調査とあるが、QRや声かけでする予定と記載があるが、何名くらいを対象に調査する予定なのか。

→（まちづくり局 中上担当係長）

アンケートは様々な方法で推奨していく予定だが、対象人数についてはこれから調整する。

・(会長)

定性であれ定量であれ、ある程度のサンプル数がないと分析ができないと思うのでサンプル数については検討してほしい。

・(渡辺委員)

掲載基準についてだが、意匠についても規制があるのか、屋外広告の方でもスポット広告なのでそういった基準はあるのか。それに準ずる形なのか。

→(事務局 青野係長)

今回は景観特定地区で基準が定められているが、デジタルサイネージのため、一定の基準を超えることから前回の審議会で諮問して答申をもらっている。今回は、まちづくり局の基準に則って掲載する予定である。

・(渡辺委員)

動画についてはアニメーションについて記載があるが、どのようなものを想定しているのか。

→(まちづくり局 中西職員)

ガイドラインとしては激しく点滅するものや、コントラストが強い動画に対して規制をかけているため、見る人にとって刺激が強くないものにするというのが目的である。

・(渡辺委員)

今の内容でチェックしているのか。

→(まちづくり局 中上担当係長)

ガイドラインに点滅回数、頻度は規制されている。

・(渡辺委員)

今回は実証実験からのスタートだが、今後事業が更に広がっていることを想定すると、規制を新たに設けること等は検討しているのか。

→(事務局 青野係長)

今後の事業展開が不透明なため、事業が横展開として広がってくれば、何かしら規制を設けることは検討している。

【資料 2】屋外広告物条例について

・（田中委員）

資料の 4 番で横浜市が昭和 60 年に条例改正したのに、川崎市が今まで許可期間を 3 年にしなかった経緯を教えてほしい。

→（事務局 青野係長）

古い情報なのであまり残ってないが、国の屋外広告物条例のガイドラインでは上限が 2 年から 3 年に平成 6 年に変わり、それを踏まえて神奈川県は 3 年に変えているが、川崎市としては安全点検を担保したいという理由から 2 年にしている。ただ、現在は資材の上質化、安全点検技術も向上しているので安全性は担保されている。また、市内での大きな重大な看板落下事故は起きていないため、今回改正をしようと考えている。

・（渡辺委員）

川崎が今まで許可期間を 2 年のままにしていたことは評価する。今は材質が良くなっているが、気候は変動している。更新としては 3 年になるが、日常的な安全点検は規制されているのかを知りたい。またその点において市の方でなにか立ち入って検査することはあるのか。

→（事務局 青野係長）

日常点検は屋外広告物の設置者が行うもののため、その規定はある。その後、市で立ち入っての検査は規定としてはあるが、計画立てて実施したことは、おそらくない。

・（向原委員）

条例の観点からの意見だけだが、神奈川県は平成 10 年に許可期間を 2 年から 3 年にしているが、その間、課題や大きな事故は発生していない。今回川崎市が改正すれば県内自治体での許可期間が統一される。また、申請者と行政双方の負担軽減もあり、手数料の金額面でも県との違いがなくなるため、問題はないと思う。

→（事務局 青野係長）

県内他都市の状況を踏まえて 3 年に延ばしても問題ないと判断している。

・（細野委員）

条例改正にともなう効果の点で、業務的には 1.5 倍減るという認識でいいのか。

→（事務局 青野係長）

申請者と許可権者双方でメリットがあると思っている。

・（細野委員）

行政の仕組みについて、結果的にメリットしかないのであれば、スケジュール感をもう少し早めることはできないのか。

→（事務局 青野係長）

スケジュールについては、今年度末条例改正をして、翌年度10月施行としている。この半年空いている理由については、許可期間が2年から3年に延びて、手数料が上がるといふ点において、屋外広告物許可事務の中で骨格となる部分業務であるため、3ヶ月では周知期間が足りないという考えから6ヶ月としている。

・（内嶋委員）

先ほど話にもあった不適切な広告の基準について、誰がその基準にそって広告を見るのか。業者に一任するのか教えてほしい。

→（まちづくり局 中西職員）

まず、業者の方が基準にのっとって自主審査を行い、掲載するものに市の方でもチェックを行い基準を通ったものを掲載する。

・（江田委員）

看板の安全管理について、全国的には3年ごとの規制や点検が多いが、実際に実施しないケースが多く、その継続的な未実施が問題になっている。川崎市や組合では以前からパトロールや注意喚起を行ってきたが、所有者や責任者が自分の看板の状態を把握していない事例が多い。所有者が責任を負うべきだが、現場では責任の所在があいまいな場合が多く、周知不足も目立つ。

福岡市では市全体の看板を調査したところ、申請されていたのは、一部だけで大多数は未申請だった。

国交省の方針では、申請の有無にかかわらず、全ての看板を定期的に点検する必要があるが、その運用が十分浸透していない。

今後、官民共同の活動や所有者への啓発を強化し、点検、管理の徹底を進める必要がある。その場で突然、「未申請のものをすべて申請してください」と指導があっても、現場ではだれが申請するのかという混乱も起きている。

申請しないまま、放置される現状が続いているため、今後は申請を怠ることに罰則を設けるべきではないかとの意見もある。

無許可で看板を設置する例も後を絶たず、若い世代の意識が低い面も課題である。

法律は整備されているが、車の運転免許と同様に許可がなければ看板は設置できないという意識と罰則を徹底する必要がある。

→（事務局 西里課長）

川崎市でも未申請調査委託を毎年行っている。年間約2000件の申請を許認可しているため、全てを未申請委託の時間へと充てることは難しいが、許可期間を3年にすることで許可権者の負担が減るため、その空いた時間で委託件数を増やすことや催促に力を入れることで申請数を増やすことができると考えている。

・（会長）

啓蒙活動はどうなっているのか。そもそも屋外広告物について知らない人、知らない業者が多い点について、看板落下事故等の問題をしっかりと伝えることは非常に重要な視点だと思うが、これからどのように啓蒙活動する予定なのか。

→（事務局 青野係長）

啓蒙活動については、屋外広告の日という日が毎年定められており、屋外広告物適正化旬間として、川崎のアゼリアビジョンや区民課呼び出しのデジタルサイネージに屋外広告物について周知する取り組みをしている。効果はまだ不明な点もあるが、今回いただいた話もふまえ、その活動と併せて別の啓蒙活動も検討していく。

・（田中委員）

法律や行政サービスについて、世界的にプル型からプッシュ型に変えていく流れがある。報告書や申請が必要でも、住民が自主的に確認・申請しに行く心理的なハードルが大きく、結局対応されないことが多い。

例えば、条例改正の際に行政側から業者側へ直接通知し、3年ごとに申請料を自動で徴収・処理する仕組みを検討するのも一つの方法ではないか。この仕組みを導入すれば、周知活動と同時に申請の義務意識を高める効果が期待できる。こうしたプッシュ型の行政サービスデザインを取り入れることも検討するのもいいのではないか。

→（事務局 青野係長）

どこまでできるかはすぐに出てこないが、未申請者に対して、通知は送付しているため、その際に条例について併せて周知していく。また、サブスクリプションのようにいったん登録したら解除されない限り継続するような仕組みづくりはどこまでできるか確認する。

・（田中委員）

事例は世界中にたくさんあるので、そこを見てみるといい。

・（江田委員）

サブスクリプションの話が出たが、点検体制について県内でも体制は統一されておらず、点検講習も安全管理や技能講習など内容が多岐に分かれている。

講習の主旨としては、道路や周辺環境とのバランスをとり、問題を把握して改善することが目的である。見た目がきれいでも内部が劣化している場合が多く、実態把握には時間がかかり、調整や周知も難しい。技術的な通知が常に届く仕組みが必要である。サブスクリプションの仕組みを導入すれば継続的な管理や周知がしやすくなる可能性がある。ただし、点検側にも高い意識が求められ、一度の点検で終わりにせず、継続して注意する必要がある。ナンバープレートのような看板カルテのようなものを作り、維持管理していく必要があり、そこは行政と協力して実施していきたい。

→（事務局 青野係長）

オーナーが変わり、申請している看板等の資料を知りたいという理由で来庁する方もいるが、看板内部の詳細まではわからないため、引き続き官民で協力して、改善していきたい。

・（江田委員）

商店街所有のアーチ等の看板は老朽化が進んでいるため、錆などによる落下は心配している。

→（事務局 青野係長）

申請者には、更新のタイミングで安全点検報告書を提出させており、その際、広告物を点検させているため、その意味では一定の効果はあるとみている。ただ、安全点検の周知については模索していかなければならないと思っている。

（３）事務連絡（事務局より説明）

議事摘録については、事務局にて作成し、会長の承認後に各委員あてお送りする。